

檜谷進後援会規約

第1条（名称・所在地）

本会は、檜谷進後援会と称し、主たる事務所を益田市におく。

第2条（目的）

本会は、益田市の市政の発展と市民生活の向上のため、あわせて会員相互の親睦を深めるとともに、地域社会の発展を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 講演会、座談会等の開催
- (2) 会報等の発刊及び配布
- (3) 関係諸団体との連携、研修会等の開催
- (4) その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同するものをもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 会計責任者1名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 監事 若干名

第6条（役員を選出及び任期）

- (1) 役員は、総会において選出する。
- (2) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条（会議）

- (1) 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- (2) 会長は、必要に応じ役員会を招集する。）

第8条（経費）

本会の経費は、会費（年額1,000円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- (1) 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- (2) 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する

第11条（補足）

本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

附則本規約は、令和2年1月30日から実施する。